岩沼市版　認定こども園・幼稚園保護者向け

幼児教育・保育の無償化のための手続きについて

令和元年１０月から実施されている幼児教育・保育の無償化について、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園や預かり保育事業、一時預かり事業、認可外保育施設等の利用料や保育料を無償化の対象とする場合には、**「施設等利用給付認定」**を受ける必要があります。認定区分は保護者や児童の状況等に応じ、３種類あります。以下の表を参考に必要な申請を行ってください。

保護者・児童の状況	該当する認定区分	無償化の対象となる費用	申請時提出書類
幼稚園を利用している満3歳児クラス以上の児童の保護者　★子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園のみ	**１号認定**	通常の教育時間分の利用料（上限 25,700 円）	施設等利用給付認定申請書（1号）
幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用している**3歳児（年少）クラス以上の児童の保護者で、保育の必要性※1 がある**場合	**２号認定**	通常の教育時間分の利用料（上限 25,700 円） +**預かり保育利用料** 日額上限：450 円 月額上限： 2号認定 11,300 円 3号認定 11,700 円	施設等利用給付認定申請書（2・3号）、保育の必要性を証明する書類
幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用している**満3歳児クラスの児童の保護者で、保育の必要性※1 がある場合（市町村民税非課税世帯※2 の場合に限る。）** ※2 市町村民税が免除された方、生活保護法の被保護者、児童福祉法の里親を含む。	**３号認定**		

※1**「保育の必要性がある場合」**とは、以下の表に当てはまる事由で、家庭での保育が難しい場合となります。
そのような場合は、**「保育の必要性を証明する書類」**の欄にある書類を添付してください。

保育を必要とする事由		保育の必要性を証明する書類
①就労	・就労時間が月60時間以上の労働に従事している場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的にすべての就労（居宅内の労働、自営業、在宅勤務等も含む。）が対象となります。	・**就労証明書**…※3
②妊娠・出産	・母親が妊娠中（出産間近）であるか、または出産後間もないため、その児童の保育ができない場合	・**母子手帳の写し**（父母氏名、出産（予定）日が確認できるページ）
③保護者の疾病、障害	・疾病にかかり、または負傷し、もしくは自身に障害があるため、その児童の保育ができない場合	・**障害**の場合は**提出不要** ・**疾病**の場合は**診断書**（療養が必要な期間と日中保育が難しい旨の記載が必要）
④介護・看護	・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護にあたっている場合	・**介護・看護申出書**及び**診断書**（常時介護が必要な旨とその期間についての記載が必要）または**障害者手帳等**

⑤災害復旧	・火災、風水害または地震等の災害により、その児童の家屋を失ったり破損したりしたため、復旧にあたっており、その児童の保育ができない場合	**・被災証明書または罹災証明書**
⑥求職活動	・保護者が求職活動中のため、その児童の保育ができない場合（起業準備を含む。） ※無償となる期間は 90 日を経過する日の属する月の末日までとなります。	**・求職活動中（起業準備中）であることの申立書**
⑦就学	・職業訓練校等における職業訓練等を受けている場合	**・在学証明書等**
⑧育児休業中	・既に保育を利用しており、引き続き利用が必要であると認められる場合	**・就労証明書（育児休業期間が明記してあるもの）**
⑨その他	・上記に類する状態として市長が認める場合	

※3　就労証明書提出の際は、次のとおりとなります。お間違いのないようにお願いします。

就労形態	提出書類	留意点
○雇用されている場合（会社員、公務員、パート、派遣職員等）	・就労証明書	・勤務先から証明を受けてください。 **※施設利用開始日以降の就労が確認できるもの**
○自営業を行っている場合 **○内職**している場合	・自営申出書	以下の書類も添付してください。 ・確定申告書の写し（最新のもの） ・開業届の写し（自営業を始めたばかりで確定申告書の写しが提出できない場合） ※開業届の写し提出後、3か月間は実績確認を行います。

手続き方法

市役所若しくは施設にて配布される**「子育てのための施設等利用給付認定申請書（２・３号）」**に必要事項を記入し、上記の添付書類を付けて、市役所へ提出してください。（施設をとおして提出することもできます。）

※子ども・子育て新制度未移行幼稚園に通園予定の方は、**「子育てのための施設等利用給付認定申請書（１号）」**または**「子育てのための施設等利用給付認定申請書（２・３号）」**に記入の上、市役所へ提出してください。

ご注意ください

○　２・３号の認定を受けた方で、雇用期間に定めがある場合は、雇用期間内の認定となります。期限が切れる前に施設等利用給付認定の更新手続きを行ってください。手続きされない場合は、雇用期間が切れてから再度無償化の手続きをされるまでの間、無償化の対象にはなりませんのでご注意ください。

○　「求職活動」で認定された場合の認定期間は、原則、認定期間開始の日から９０日を経過する日が属する月の末日となります。認定期間内に就労を開始し、就労証明書を提出いただかない場合は、無償化の対象外となりますので、ご注意ください。

○　認定を受けた後に、申請内容（氏名、住所、保育を必要とする事由等）に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。詳しくは子ども福祉課へお問い合わせください。

担当：岩沼市役所子ども福祉課保育支援係
電話 0223-23-0826